

補助金調書

補助金名	交通遺児等援護事業補助金				担当課 (連絡先)	福祉局総務企画部総務課 (TEL711-4493)		
交付先	団体	交通遺児等援護事業を継続的に行っている団体			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期			4月～6月末			
(公募の場合) 応募要件	交通遺児等援護事業を継続的に行っている団体							
(非公募の場合) 非公募の理由	/							
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	54	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 交通遺児及びその家族の救済、福利厚生への援助を図ること。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>(1) 交通事故防止のための諸施設および制度の改善、整備、促進などについての諸活動</p> <p>(2) 交通安全の推進</p> <p>(3) 交通遺児の保護及び救済に関する諸制度の確立、整備、促進などについての諸活動</p> <p>(4) 交通遺児保健のために必要な指導</p>							
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回			
終期を延長する理由	補助金交付団体の活動報告によると、遺家族を対象とする慰安行事や懇談会の調整、各種交通安全運動への参加及び公報啓発報活動の実施など、交通遺児とその家族の救済、福利厚生に資する活動が継続的に実施されており、全庁一丸となって飲酒運転撲滅と交通安全推進に取り組む本市にあつては、交通遺児等援護事業について、支援を継続する必要があると判断し、要綱の終期を延長することとしたもの。							
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>補助対象事業を実施するにあたり、必要な経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、1/20の補助率により算出された額を上限とする。</p>						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	/							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度		
	件	1	件	1	件	1	件	
	450 千円	450 千円		450 千円		450 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	交通遺児への支援、遺家族への支援、募金活動、交通安全の啓発運動							
補助金交付 による効果	団体の円滑な事業実施を支援することにより、交通遺児の福祉向上、交通安全の啓発等に寄与している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。